

入院基本料に係る届出内容の概要に係る事項

1. 当院は厚生労働大臣が定める看護を行っている保険医療機関です。

【A 病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料1(13 対1看護、30 対1介護)】

リハビリテーション A 病棟は、1日 10 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

*朝8時 30 分～夕方4時 30 分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

*夕方4時 30 分～翌朝8時 30 分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数 20 人以内です。

【B 病棟 / 回復期リハビリテーション病棟入院料1(13 対1看護、30 対1介護)】

リハビリテーション B 病棟は、1日14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

*朝8時 30 分～夕方4時 30 分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

*夕方4時 30 分～翌朝8時 30 分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

2.当院では、患者様の負担による付添看護は不要です。ご家族で付添を希望される場合は、主治医・病棟師長にご相談下さい。